

第 2 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

平成 2 9 年 7 月 2 8 日 (金)

新宿区福祉部障害者福祉課

午前9時59分開会

○**障害者福祉課長** 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お暑い中、新宿区障害者施策推進協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。福祉部障害者福祉課長、関本でございます。

初めに、第10期委員の初めての会でございますので、本来であれば、吉住区長より委員の一人一人皆様に委嘱状をお渡しするところですが、前回の協議会で御案内申し上げましたとおり、本年度、障害者計画等の策定のため議論のほうに時間を多く割きたいということで、委嘱状のほうを机上配付という形にさせていただいております。皆様、御確認をお願いいたします。

なお、今回からの新任委員2名の方と、今回就任後初めて出席となる方、3名の方を御紹介させていただきたいと思っております。所属とお名前をお呼びしますので、お手数ですが、その場で起立していただければと思います。

新宿区歯科医師会、石川博基様。

○**石川委員** 新宿区歯科医師会で専務理事をしています石川です。よろしくお願いいたします。

○**障害者福祉課長** 続きまして、障害者団体の代表、新宿区肢体不自由児者父母の会会長、池邊麻由子様。

○**池邊委員** 今年度から肢体不自由児者父母の会会長をしております池邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**障害者福祉課長** 民生委員の小山裕子様。

○**小山委員** 小山裕子です。よろしくお願いいたします。

○**障害者福祉課長** 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第10期初めての新宿区障害者施策推進協議会でございますので、新宿区長吉住健一より御挨拶を申し上げます。

○**区長** 皆様おはようございます。御紹介いただきました新宿区長の吉住健一でございます。本日は御多忙中のところ、会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、今、委嘱状のほうを机上にてお渡しさせていただきましたが、第10期の協議会の委員をお受けいただきまして、まことにありがとうございます。第9期の協議会から多くの委員の方は引き続き御参加ということになりますが、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

区では、障害者の自立及び社会参加を支援する施策を総合的かつ計画的に進捗させていた

だいているところでございます。そのため障害者計画と障害福祉計画を一体として推進するという進めさせていただいております。

障害者施策推進協議会の皆様には、この計画の策定に当たりまして、障害者施策に必要な事項を委員の皆様にご審査いただき、さらにはその施策の実施状況の分析、それから評価に基づいた御意見をいただくということになっております。そうすることによって、障害者等の地域生活をより充実させていただきたいと考えております。

特に今年度は、新宿区障害者計画及び第5期となります新宿区障害福祉計画をはじめ、児童福祉法の改正を受けまして、障害児へのサービスを計画的に確保するための第1期新宿区障害児福祉計画の策定などについて、皆様からの貴重な御意見を賜りたいと考えております。

障害者の皆様が高齢となっても、また障害が重度化されても、住みなれた地域で生活できるように、区の計画に基づき着実に事業を進めることで、新宿区の障害者施策がさらに充実するように取り組んでまいりたいと思います。

委員の皆様には、それぞれのお立場から御意見、御助言をいただきまして、新宿区のよりよい障害者福祉施策の進展にお力添えをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 区長、ありがとうございました。

これをもちまして、簡単ではございますが、新宿区障害者施策推進協議会第10期の委嘱式を終了という形にさせていただきます。

なお、区長は所用により退席させていただきますので、御了承ください。

(区長退席)

○障害者福祉課長 それでは、協議会に入ります前に定足数の確認をいたします。本協議会の委員総数は28名となっております。

出欠状況について御報告いたします。

欠席の御連絡をいただいております職業安定所の堀米委員、新宿区医師会の星野委員、総合政策部長、平井委員、都市計画部長、新井委員、4名から連絡が入っております。そのほかに欠席の方がいらっしゃって、本日23名の出席をいただいております。当協議会の条例第7条第1項に基づく定足数、委員の過半数以上の出席という形で定足数を満たしておりますので、本会が成立することを御報告いたします。

なお、議事録作成の都合上、録音させていただいておりますので御了承ください。

また、発言の際のマイクの使い方でございますが、台座のボタンを押していただきお話を

してください。発言が終わりましたら、再度ボタンを押してください。よろしくお願いいたします。

では、まず初めに、条例の第5条によりまして、委員の互選によって会長の選出をいたします。会長選出までの間、福祉部長、中澤委員に進行役をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○**福祉部長** 福祉部長の中澤でございます。本日は、第10期の委員によります初めての協議会でございます。会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、会長の選任につきましては、条例に「会長、副会長は委員の互選により定める」ということになってございます。会長につきましては、今、申しましたように、本来であれば、広く委員の皆様から御推薦を求めることになるところでございますが、先ほど区長の挨拶にもありましたように、今年度は障害者計画・第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の策定年度となっております。これまでの議論の継続性を担保するためにも、ここは引き続き村川先生に会長をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**福祉部長** 異議なしとのお声をいただきました。

それでは、村川委員に会長をお願いしたいと思います。村川委員、会長席のほうによりしくお願いいたします。

それでは村川会長、就任に当たり御挨拶をいただき、そしてその後、進行についてよろしくお願いいたします。

○**村川会長** ただいま、会長役に御推挙いただきました村川でございます。前の期に続きまして、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

先ほど、区長、福祉部長からのお話にもございましたとおり、当面新宿区の障害者計画、そして第1期障害児福祉計画、さらに第5期障害福祉計画、大変重要な計画づくりを進めるということでございますので、委員の皆様方の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、副会長の選任に移らせていただきます。

従来から副会長の選任につきましては、会長一任ということで進んできておりますので、そういった方法で進めるということで御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村川会長 ありがとうございます。異議なしという声をいただきました。

それでは、私のほうから指名させていただきます。前の期に引き続きまして、立正大学の片岡委員、それから地元の障害者団体の役員であります春田委員、このお二方に副会長を指名申し上げたいと思います。

それでは、片岡委員、春田委員、よろしく願いいたします。

それでは、ここで副会長の方々から御挨拶をいただければと思います。それでは、早速ですが、片岡副会長からどうぞ。

○片岡副会長 これまでに引き続き副会長をさせていただきます。微力ではございますが、頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○村川会長 それでは、春田副会長お願いします。

○春田副会長 障害者代表として一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○村川会長 どうもありがとうございました。

それから議事に先立ちまして、もう一つございまして、この第10期の協議会における専門部会の設置ということでございますが、専門部会につきましても、これまでの手続がございまして、新宿区障害者施策推進協議会専門部会要綱の第3条によりまして、専門部会の構成員につきましても、委員の中から、まず、片岡委員、春田委員、高畑委員、立原委員、加藤委員、池邊委員、佐藤委員、福祉部長の中澤委員、それに私、会長役ということで、以上9名で構成されます。専門部会における検討内容、作業等につきましても、この推進協議会で必ず報告してまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

それでは、早速議事に移りたいと思います。本日は、今期初めての協議会ということでございますが、とりわけ計画の策定について実質的な協議を進めていくということが重要でございます。委員の大半の方は継続していただいているかと思いますが、この障害者施策推進協議会についての詳細説明は、差し当たり割愛させていただきますが、新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので、また必要がございましたら事務局のほうにお問い合わせ、また事務局のほうからも説明してもらおうということになるかと思っております。

それで本日の議事といたしまして、障害者基本法に基づく障害者計画、第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画、これらの原案について御審議いただくわけでございます。

それでは最初に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○福祉推進主査 では、資料の確認をさせていただきます。私、福祉推進主査、西田と申しま

す。よろしく申し上げます。

事前にお送りしました資料としまして、こちら第10期新宿区障害者施策推進協議会委員の委嘱・任命名簿、資料2、新宿区障害者施策推進協議会条例、資料3、新宿区障害者施策推進協議会専門部会要綱、資料4、新宿区障害者計画・第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の素案原案という分厚い冊子型の資料がございました。

本日の机上配付資料として、素案原案、第2部差替え版、こちらまたホチキスどめの冊子型の資料、そのほか第4期障害福祉計画の成果目標管理シート、4枚のホチキスどめのもの、あと委員の皆様から御意見をいただくための計画等の策定に関する御意見のシートで8月10日締め切りとさせていただいております用紙のほうを御用意いたしました。

また全ての委員のお席に、新宿区障害者計画第4期障害福祉計画の本編及び平成28年度に実施しました障害者生活実態調査報告書の概要版を用意しております。

資料等の不足がございましたら、恐縮ですが事務局までお知らせください。

○村川会長 資料のほうは、よろしゅうございますか。

それでは、これより平成29年度第2回新宿区障害者施策推進協議会を始めてまいります。

本日の議題であります新宿区障害者計画・第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画の素案原案につきまして、それでは、事務局から説明をお願いいたします。どうぞ。

○福祉推進主査 障害者福祉推進係の西田です。

事前送付資料であります素案原案という、厚めの合冊版の資料のほうをお手元に御用意ください。

こちらは、前回の協議会の御意見もいただきましたとおり、障害者計画の次に第1期障害児福祉計画というのをタイトルに挟みまして、第5期障害福祉計画とさせていただいております。

表紙ですけれども、障害者計画は、平成30年度から平成39年度の10カ年計画、障害児福祉計画、障害福祉計画につきましては3カ年計画ですので、30年度から32年度という計画期間としております。

構成といたしましては、第1部が総論、こちらは「計画の策定にあたって」という書き出しから、スケルトン状態、虫食い状態になっておりまして、あるパートと書いていないパートがございますが、第1部総論では、障害者の現状と基本理念や基本目標ということにしております。

第2部が、主には障害者計画に相当するものとして、障害者施策の体系や個別施策につい

て、重点的に取り組むものも含めて、丁寧な書き起こしをしてございます。

第3部が、第1期障害児福祉計画・第5期障害福祉計画という具体的な障害福祉サービス等の提供体制確保の方策を各パートとさせていただいております。

では、第1部総論のところから、順にページを繰りながら、皆様に御説明したいと思えます。3ページ目が、新宿区の障害者数ということで、折れ線グラフで平成20年から29年にかけての障害者の手帳所持者の数を示してございます。

身体障害者の手帳所持者の数は、左側の1万2,000人というのが一番多くなる数字のところ、身障手帳を持っている方は1万人を超えています。次に多いのが精神障害者の方の人数ということで、平成29年度は2,670人という人数、知的障害者は「愛の手帳」を持っている方ということで、約1,600名の方が区内にいらっしゃいます。いずれの障害者数も右肩上がりで伸びている状況になってございます。

5ページを見ていただきますと、身体障害者手帳の所持者の等級別のグラフを載せてございます。手帳等級は、身体障害者手帳は1級が一番障害の程度が重いということですが、下のほう、平成29年、1級の方3,878名ということで、2級の方も2,000名に迫る勢いですが、重度の手帳をいらっしゃる方が半数以上を占めているということで、身障手帳お持ちの方は、やはり重度の手帳をお持ちの方が大勢いらっしゃるという状況がわかります。

ただし、その傾向はずっとここに載せております平成24年当初から多いので、今、極端に重度化が進行しているわけではなく、もともと重い方、手帳を持っている方が多いというのが、このグラフから見えるところでございます。

次は、高齢化を示しているデータです。6ページでございます。図2-2、6ページの上の部分です。手帳所持者数の推移ですが、この棒グラフの上のほう、黒っぽいところが65歳以上の数です。65歳以上の年齢層で増加傾向が見られています。解説のところですが、平成16年から平成29年度までに65歳以上の人数は1,982人、5.8ポイント増加しているということで、高齢者がとても多い人数を占めていらっしゃいます。29年度、65歳以上が66.2%ということも、表2-2のほうでは示してございます。

8ページ、9ページからは「愛の手帳」についてお示ししています。こちらは、知的障害者の方の手帳の状況です。「愛の手帳」は1級、1度が一番重くて、4度が軽度の手帳ということになっています。「愛の手帳」の所持者も増加傾向ではありますが、どちらかというと軽度、4度の手帳を取得する方が最も多くなっています。

9ページには、年齢構成、18歳未満、18歳～64歳、65歳以上というような年齢構成を示し

たグラフ、図3-2に載っていますが、こちらの知的障害者の高齢化はゆっくりではございますが、やはり進行中でございます。

65歳以上の人数は、平成24年から29年までに1.4倍に増加という状況がございます。

10ページ、11ページは、精神障害の方の状況をお示ししています。

10ページ側は、精神障害者の保健福祉手帳の交付者の人数の推移、11ページ側は、自立支援医療の精神通院医療の受給者数の推移でございます。

精神障害の場合は、手帳所持者だけではなく、通院医療がカバーされれば手帳までは要らないという方もいらっしゃるので、どちらも載せています。精神障害者の年齢構成比は、現在分析の依頼中でございます。

次、12ページは、難病についてでございます。難病については、法律の改正もございまして、対象となる疾病が拡大しておりますが、区内で難病患者ということで、難病医療費等の受給者の数を補足してございますが、こちらには極端な増加というものは見られず、ほぼ横ばいの傾向がございます。27年にがんと上がっていますが、また落ち着いたというような状況がございます。

13ページからは、障害福祉サービスの利用者についての御案内です。サービスの支給決定をしている方の人数も増加傾向です。障害者手帳を持っていても、特に福祉サービスにつながっていらっしゃらない方というのも大勢いるんですが、福祉サービスを使っている方、一部ですけれども、約2,000人に近い方々が成人の方ではサービスを利用中でございます。

14ページ、図6-3では、障害児通所支援サービス支給決定の推移というものを示しています。

こちらは、障害児のサービス利用者の数です。こちらは非常に大きな増加傾向が見られます。平成23年から28年に至るまでに倍以上になってございます。230名だったものが550名に迫る勢いになってございます。

こちらは障害者手帳、「身障手帳」や「愛の手帳」取得なしでもサービスが利用可能になってございますので、利用時のそうしたことが背景にあるかと考えられます。

15ページは、障害支援区分の認定者数の推移でございます。

障害福祉サービスを使うに当たって、介護給付と言われる障害福祉サービスを使う場合には、障害支援区分の取得が必須でございます。

障害福祉サービスを使う場合の程度区分は、区分6が一番重くて、区分1が軽度、区分なしというのは、区分なしで使えるサービスのみを使っている方ということになります。

す。こちらにつきましては、区分6や区分5といった重度、最重度の方が占める割合が増加傾向になってございます。

お一人の方の経年変化を追ったわけではありませんが、やはり区分の重い方が増加中ということで、平成23年度末の18.3%から平成28年度末の24.7%ということで、約4分の1が区分5、6という重度、最重度の方がサービスを御利用中ということがわかるかと思えます。

ここまでが障害者手帳等のデータの分析でございます。

16ページ以降は、障害者生活実態調査の報告を載せてございます。

現在は、障害者実態調査報告書（概要版）のさらに抜粋データを掲載していますが、今後内容を詰めて、もう少しコンパクトにお示しできるように編集し直したいと考えてございます。

39ページ以降は、第3章として、計画の基本理念と基本目標ということになっていますが、今回は基本理念というところに置きかえて、「障害者計画で大切にしたいこと」というものを新たに書き起こしました。

今回の計画では、障害児のための計画の策定とか、差別解消とバリアフリー、高齢化・重度化への対応、地域共生社会の実現といった大事なテーマがございます。こうしたことを、今回の計画では大切にしたいこととして、改めて記載し直しました。

42ページからは、基本目標として掲げておまして、テーマである「安心して地域生活を送れるための支援」、基本目標2「ライフステージに応じた成長と自立への支援」、基本目標3「地域社会におけるバリアフリーの促進」というものも、今度新たに書き起こしてございます。

まず、第1部、総論についての説明をさせていただきました。

○村川会長 ありがとうございます。計画書（案）が非常に大部なものでありますので、今、説明のありましたとおり、第1部の関係につきまして、各委員から御質問、あるいは御意見をいただければと思います。

第1部については、今、説明がありましたとおり、新宿区内における障害者の現状を中心に、この間行われました調査結果のポイントが要約されたものなど、また計画としての基本的な理念が触れられているところであります。

それではどうぞ、この関係につきまして、各委員から御質問、あるいは御意見をお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

今井委員、どうぞ。

○**今井委員** 今井です。統計のことでちょっとお伺いしたいのと、あと、こういう統計が調べられるかということをお伺いしたいんですが、現在手帳所持者、身体・知的・精神を合わせますと大体1万5,000人の方々が手帳の所持をしております、精神を抜いた高齢化率を見ますと、大体77%の方が65歳以上になっております。

13ページの障害福祉サービスの支給決定者数を見ますと、平成28年度で大体2,000人になっているんですけども、1万5,000人中2,000人の方しかサービスを使っていないというような状況がありまして、この背景には、介護保険サービスを使っている方も結構な数いらっしゃるのではないかとというようなことがうかがえます。実際その統計の中で、介護保険サービスを使っている方というのを出すということは可能なんではないでしょうか。

○**村川会長** それでは、事務局からお願いします。

○**福祉推進主査** 事務局です。障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している方というのは、すぐに出ると思うんですが、介護保険サービスだけを使っている方の人数、名簿につきましては、情報の所有課が介護保険課という別の課になってしまうので、改めて手続して初めて情報が得られるかどうかということになってきて、区としては、障害者福祉課で当たり前のように閲覧させていただくことはできない状況になってございます。

○**村川会長** そういうことですが、いかがですか。

○**今井委員** わかりました。ただ、障害者計画は10年間の計画ですので、この先かなりの人数の方が65歳以上になるということがうかがえます。できれば検討していただいて、調整いただければと思います。

○**村川会長** どうぞ。

○**片岡副会長** 今のことに多少関連なんですけど、私、介護給付審査会のほうの委員をさせていただいておりますが、そのときに身体障害者の方で、障害のほうのサービスと、重い方については、介護保険サービスを併用している方は結構たくさんいらっしゃいまして、むしろ介護保険サービスが足りなくて、障害のほうのサービスもお使いになるというような状況で、かなりうまく連携されているのではないかとこのように考えております。

○**村川会長** ありがとうございます。これは65歳以上の方の場合には、介護保険のほうの要介護認定という手続を経た上で、そちらのほうのサービスを利用するという現実があるわけなんです。これは事務局からお答えがありましたように、今、併用ということで、障害福祉サービスと介護保険のサービスを両方活用されている方についてはまとまったデータが出ると。ただ、介護保険のサービスだけを御利用になっている方が、果たして手帳を持っておられる

かどうか、これは介護保険課、別のセクションの見解を待たなければならないということと、問題はあまりそちらのことだけに焦点化しちゃいますと、障害者専用のサービスというものが逆に軽視されてしまって、今から十数年前に議論がありましたように、障害者関連のサービスが介護保険の制度に合流ないしは解消されてしまうというような重大な論点にも関連しますので、あまりそこを突き過ぎますと、ちょっと別の結論になりかねない恐れもあるので、やはり、ここでは障害者の方々に直接必要な、また制度上も枠組み上もはっきりしているところをまず捉えて、併用というところぐらいで御理解いただくのがどうかと。

個人的な興味としてもっといろいろ追求されたいということはいいと思うんですが、ただ計画の枠組みをあまり踏み外してしまうと、何が目的なのかということになってしまいますので、できればそこは御理解いただいたほうがいい気がします。よろしく願いいたします。

ほかに、いかがでしょうか。

小山委員、どうぞ。

○**小山委員** すみません、すごく初歩的な質問なんですが、障害者手帳の所持者の数が年々ふえていく理由を教えてくださいと、今後もこういう形でふえていく可能性があるのかどうかを教えてください。

○**村川会長** 手帳所持者の動向ですが、それでは、まず、事務局からお願いいたします。

○**福祉推進主査** 障害者手帳というのは、仮に障害状態にあったとしても、本人がとろうと思わなければ、とらなくてもいいものではありませんが、とったほうがサービスにつながるとか何かしら支援が受けられるということもあって、手帳をとる方が多くいらっしゃいます。

特に「愛の手帳」の軽度の方ですとか、「精神障害者手帳」などは、認めたくないといってとらない人もいる一方で、あったほうがより自分が生きやすくなるということもあって、とることもあるものであります。この手帳なしでは就職するにも、一般の就職試験などでは就職競争に勝ち残れないけれども、障害者枠での採用であれば別枠で採用があるのではないかということもあって、軽度の知的障害や精神障害の方々というのは、障害者雇用のために手帳をとるというようなお話を聞いたことはございます。

一方で、重度の方々などは、後ほど障害者計画のほうでお話しさせていただきますが、医療技術の進歩に伴って、なかなか周産期、出産前後で、以前であれば長く生きることができなかったかもしれない命というのが、今、かなり高度技術で助かって成長していくことができる、そういう時代でもあるんですね。ということで、生まれながらにかなり複雑で大き

な病気だったり、障害状況もあるけれども、大丈夫、いろいろな手当てをすれば、丁寧な手厚い療養が必要なことは必要だけれども、死んでしまうということはない、生きていけるよという、そういう命、小さいお子さんというのも育ってきている。

あと以前、この子は20歳まで生きられないかもといったような障害のあった方々が、きちんと成人して元気に過ごしていかれる時代にもなっているということもあって、いろいろな要因から重い方も軽度の方も手帳取得者という方々がお生まれにもなるし、成長していく、平均余命もきちんと伸びつつあるというところもあって、障害者手帳所持者というのはふえていると私どもは考えております。

すみません、専門的な御見解がございましたらお願いします。

○村川会長 小山委員、そういうことが背景にあるようですがよろしいですか。

年々それぞれ増加している傾向にありますので、今、事務局、西田さんから説明されたとおりだと思います。

私も知る限りでは、先ほども少しありましたが、身体障害者手帳の場合には、やはり年齢の高い方が、脳卒中その他いろいろな状況で体調が悪くなって、手続をとって手帳を取得する方の割合がだんだん高くなったり、これは人口の高齢化とか、要介護の状況の流れだと思いますけれども、また、精神障害者の方々については、初期は手帳を受け取るということが何かレットルを張られたかのような感じという印象もあったようですが、しかし、現段階では手帳を位置づけて、いろいろな生活上活用していただくということのメリットがだんだん理解されている流れということで、やはり、そちらのほうも手続をとられてふえてきている、そんなことも背景としてはあるという気がしております。よろしく願いいたします。

特に地域でも、民生委員の方々にいろいろと御負担といたしますか、御協力をいただかなければならない場面もふえてきているわけではありますが、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○片岡副会長 ちょっとお伺いしたいんですが、14ページの児の通所支援のサービスの決定者の数が急激にふえている御説明のところで、手帳がなくても使えるようになったからというお話がちょっとありました。

これは、これだけ5年間で倍増しているんですが、どこかで通所サービス、例えば通所支援の場所がふえたとか、あるいは発達系のこととか、児童デイじゃなくて放課後デイなんかも入っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○福祉推進主査 第3部のほうになってくるんですけれども、合冊版の本の120ページ、121ペ

ージなどに児童発達支援と放課後等デイサービスの——こちら30年3月というのは、目標の数字で、29年6月現在の区内事業所数のほうを書いています。

今、新宿区内には児童発達支援が5カ所、放課後等デイサービスが15カ所ふえてございます。こちらは以前の障害者計画などを見直しても倍増状況でございます。新宿区内の事業所は、交通の便がとていいところが多く、新宿区民だけが通っているというわけではありません。一方で、新宿区民が区外の放課後デイや児童発達支援に通うということも、どちらもあります。区内、区外、東京都全体で放課後等デイサービスの数は相当数ふえていて、総量規制という話も待たなして出てくるのではないかとといううわさも聞こえるぐらいです。

そうした事業所もあって、少しでも集団行動がもっとしやすくなればとか、学校でちょっと浮いてしまっているようだけれども、集団になじみやすくなればということもあって通っていらっしゃる、複数の事業所を掛け持ちするという方、個別指導的なところ、運動療育的なところ、またお預かり中心なところ等ありますが、いろいろなところを使っていらっしゃるというふう聞いています。

いずれも発達障害の疑い、傾向があるというような診断書をお持ちいただければ支給決定できる状況にしておりますので、この療育を続けることで手帳取得には至らないのではないかと、「愛の手帳」は要らない状況でうまく育つのではないかとこの思いもあって、手帳はとらずに、こうした療育機関に継続的に通うというお子さんも多くいらっしゃいます。

○片岡副会長 ありがとうございます。要するに、サービスの提供がふえたというふうに考えていいということですね。

○村川会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。後ほど直接事務局にお問い合わせいただくとか、またペーパーの形で御意見をお寄せいただくことも可能であります。既に説明済みではありますが、16ページ以降に、このたび行われました調査結果、16ページに概要が示されております。

全体としては、大変きめ細かく、在宅で生活なさっている障害のある方々のほか、施設に入っておられる方、また18歳未満のお子さんについては、保護者の方から回答を聞くということになっております。

一部悉皆調査ではありますが、人数の多い区分については抽出ということで行われたわけです。回収結果がやや少ない項目が2つほどございますけれども、全体としては50%を超える回答状況ということで、具体的なデータも整理されているところでございます。

また、先ほど事務局の最後の説明にございましたように、39ページ以下に第1部3章とい

うことで、計画の基本理念と基本目標が触れられているところでもあります。従来の計画と対比した場合には、特に障害児のための計画策定ということで、子どもの時期、ゼロ歳から18歳未満のお子さんに焦点を当てた計画づくりが、今回は初めて行われるという趣旨もございますので、そうしたことの基本に触れられておるところでございます。

また、2つ目に、障害者差別解消法の成立・実施を受けて、差別解消等の関係についても触れられているところでもあります。また事務局からも説明がありましたとおり、41ページには、地域共生社会の実現という事柄についても触れられておりますので、そこもあわせて御理解いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、進行上の都合もございまして、続きまして、第2部の説明を事務局からお願いいたします。

○福祉推進主査 事務局です。第2部につきましては、合冊版のほうではなくて、素案原案第2部差替え版としました、本日机上配付側の資料を御用意くださいませ。

障害者計画の今回の編集につきましては、6月30日に行いました専門部会のほうでも、障害児について丁寧に書くべきことであるとか、医療的ケア児についてのこと、障害の重度化、高齢化についてというようなものも丁寧に触れるようにというような御意見を賜ってございます。

こちらのほうでは、第2部差替え版のほうには、また新たに主な事業名のほうを合冊版のほうから編集し直して載せてございます。まだ3年前の障害者計画・第4期障害福祉計画のほうに載っている事業をそのまま書き写しているの、今後事業名の変更などがある可能性がございます。今後更新していく予定です。あしからず御了承ください。

あともう一つ、大きな編集上の3年前の計画書からの変更点としましては、第1ですと、個別施策1、相談支援の充実となっておりますが、個別施策に現状と課題と施策の方向というものをセットで書くようにしました。今までは、基本施策に一まとまりで「現状と課題」が複数ページにわたって書いてあって、そこからまた個別施策というものにおりてきたんですけども、そうすると対応関係が見えづらいという御意見もありまして、そちらのほうは事務局で編集してございます。

必要に応じて、小見出しとして、今回この文章では、「何々について書いています」というものがわかるような見出しをつけたというのが、今回の編集上の工夫です。

あともう一つ、文章の段落の終わりに障害者福祉課支援係ですとか、子ども総合センターというような書き手の特定の課や係の名前を載せてございます。これは現在の編集過程のも

のでございまして、将来的に消えていきます。パブリックコメント素案のタイミングでは消えますが、編集上のものということで御了承ください。

個別施策のそれぞれの文章では、「現状と課題」と「施策の方向性」で説明文が重複しているところが、3年前のものについても多くございましたので、そちらを削ってスリム化しております。

個別施策の配置としましては、障害児福祉計画に相当するような障害児特有の施策を、前回よりも前のほうに配置し直してございます。障害児・障害者共通施策を前段に、障害児特有の課題を中盤に、障害者施策を後半にというふうな配置の変更をしてございます。

では、具体的な説明に入ります。

55ページでございます。個別施策4「家族への支援」、こちらは障害者生活実態調査のところで、かなり御議論いただきましたが、障害のある方を抱えている御家族の負担軽減というものが大きな課題だろうということで、現状と課題のところではショートステイを求める声とか、育児の支援、56ページ、医療的ケアを必要とする障害児とその家族が暮らしていくためにということでのレスパイトの必要性というものが書いてございます。

63ページは、個別施策9番、地域生活支援体制の構築としてございます。実は、こちらにつきましては、以前のタイトルが相談支援体制の構築でございました。こちらは第4期障害福祉計画の成果目標でもありました地域生活支援拠点の関連で、区の目指します地域生活支援体制の構築というものがありますので、それに関連してタイトルの変更をさせていただいてございまして、区が取り組んできました地域生活支援体制の構築の現状について、御説明するとともに、その方向性について書いてございます。

77ページです。個別施策19「日中活動の充実」、こちらで大きなテーマでございまして高齢化・重度化に対応した日中活動についてとしています。障害のある方がその人らしく充実した地域生活を送るためには、日中活動の場が充実していることが必要ですということで、今現在、障害のある方が通っている施設で、その方々が加齢などにより、心身の変化に伴い、利用している日中活動の従来のサービス内容が次第にそぐわなくなるケースがあるということを書いてございます。

具体的には、軽作業中心の「就労継続支援B型」というサービスを利用している方がお食事、排泄の介助が必要になってくる。以前はそうではなかったんだがという方々もいるわけで、そうした方々への対応というものも1つ課題となっているということを「現状と課題」のほうに述べてございまして、個別施策の方向性、開いて78ページのほうでは、長年通いなれ

た場所で過ごせるように「就労継続支援B型」というサービス事業所に「生活介護」という新たなサービスの提供を可能とするような多機能化と申しますが、複数のサービスを1つの事業所が提供できるような体制転換というものを、今後考えていきたいということをごちらで表明してございます。

次、79ページ「住まいの場の充実」です。こちらでは、地域での在宅生活、グループホーム、入所支援施設、いずれも大切に区は考えているということで、継続して地域で暮らし続けるための支援ということを書いております。

個別施策23、84ページでは、「病院から地域生活移行の支援」ということで、こちらは主に精神障害のある方のための精神科病棟から地域へ移る、退院して地域移行するということの重要性について書いてございます。こちらは第5期障害福祉計画の成果目標とも関連し、今後とも重要な課題と意識してございます。

86ページ以降は、障害者就労について触れてございます。

特に87ページ、個別施策25「施設における就労支援の充実」というものがございます。障害者が一旦学校などを出た後、障害者通所施設に入られた方にとっても、そこからステップアップして就労に向かうということが大きな課題となっております。

平成30年度、障害者総合支援法の改正で、新たなサービス、就労定着支援というものがスタートします。そうしたことについても、こちらで記載してございます。

92ページは、個別施策27、コミュニケーション支援・移動支援の充実という項です。こちらから障害者差別解消法の施行後ということで、視覚障害者への同行支援、また聴覚障害者へのコミュニケーション支援ということで、障害者差別解消法のうたう合理的配慮について触れた項がこちらでございます。

差別解消法に関連しては、まだ幾つかございます。個別施策30、96ページです。こちらはもともとの個別施策タイトルが「権利擁護の推進」でしたが、「差別解消・権利擁護の推進」というふうに変更させていただこうとしています。

こちらでは、障害者差別解消法の施行を受けて区が取り組んだこと、差別解消の支援、地域協議会として区が発足させた協議会のことですか、区が職員対応要領を定めて対応してございます28年度以降の取組について紹介してございます。

100ページです。個別施策33では「障害理解への啓発活動の促進」としまして、障害者差別解消法の認知度の向上やオリンピック・パラリンピックの開催を好機として捉えた交流イベントについて、今後取り組んでいく予定であることについて記載してございます。

109ページは、個別施策39で、「ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進」でございます。特にまた交通バリアフリーの整備促進というところでは、オリンピック・パラリンピックの開催と関連しました駅周辺のバリアフリーなどについての記載が新たに加わっております。

113ページ、こちらは、まだタイトルを変更できていないんですが「防災対策の推進」となっていますけれども、こちらはつい先日1周忌を迎えましたが、相模原の事件などを踏まえまして、障害者施設の防犯対策についての記載も追加して、今後「防災・防犯対策の推進」というふうにタイトルを改めようとしてございます。また災害対策につきましては、逃げないで済む防災という視点から、新たな書き込みを今後追加していきたいと考えてございます。

一旦、事務局として全体的な説明を終わらせていただきます。

○村川会長 ありがとうございます。ただいま説明のありました第2部の関係であります。既におわかりと思いますが、46ページ、47ページに、この第2部第1章として施策の体系図が示されているところでございます。

基本理念から始まりまして基本目標、個別目標、基本施策、それに加えて、個別施策として現時点では41項目が上げられているところでございます。そのうち第1番目の「相談支援の充実」から始まりまして、非常に大部なものでありますので、重点的に説明をいただいたわけでありまして。

それでは各委員から御質問、御意見をお出しいただきたいと思っております。どなたからでもどうぞお願いいたします。

コミュニケーションについて書かれたところがあったと思っております。個別施策の27番であります。もしよろしければ、金子委員、秋山委員から御発言がございましたらお願いいたします。

では、秋山委員からありましたら、どうぞ。

○秋山委員 秋山です。よろしく申し上げます。聴覚障害者のコミュニケーション方法は、いろいろあります。手話もそうですね。そして、そのほかにも手話ができない聴覚障害者もいます。成長の途中で聞こえなくなった方、中途失聴の方もいます。その方は、要約筆記、筆談が必要な方もいます。要約筆記者の養成ということも、とても大切な課題だと思っております。

もう一つは、今の課題としては、平日、日中に活動できる手話通訳者が足りないというこ

とです。今年度は初めて昼の講習会を開くことができました。これからは、日中手話通訳できる方たちがふえることを期待しております。今後また夜、昼4クラスずつの手話研修会の場をふやしていけたらと思っています。以上です。

○村川会長 秋山委員、ありがとうございました。

いかがでしょうか。事務局のほうで今の秋山委員の御発言について何か追加で御説明いただくことがあれば、お願いいたします。

○障害者福祉課長 追加という形ではないですけども、私どもも日中手話ができる方、活動する方がふえるようにという共通の課題認識は持っております。秋山委員がおっしゃったように、日中に講習会を開くということで、その人が今後日中に活動できるようになるだろうというように相談をしながらやっているところでございます。

○村川会長 ありがとうございました。

現在の案としましては、85ページでございますように、手話通訳者の関係、それから要約筆記者の関係など触れられておりますけれども、一つ充実の方向でよろしくお願ひしたいと思います。

金子委員、何かございましたらどうぞ。

○金子委員 いいです。

○村川会長 いいですか。

ほかにいかがでしょうか。立原委員、どうぞ。

○立原委員 今の項目に関連いたしまして、コミュニケーション支援と申しますと、知的障害の発達障害のある方に関しましても、コミュニケーションの支援が必要だと思っております。大変支援としては難しいことではあるのですが、最近選挙のときには支援の方にいろいろ説明して、コミュニケーション支援ボードなど用意していただいておりますので、そうしたことをいろんな場所でも行っていただけるように、知的障害の人にもコミュニケーション支援が必要だということを、ぜひ書き込んでいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○村川会長 ありがとうございました。

知的障害の方、発達障害の方への対応、特にコミュニケーションについて、充実の方向と申しますか、課題があることも含めて記入すべきということでございますので、重要な御意見でございますので、受けとめさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 肢体不自由の人の中でも、構音障害などで音声での会話が難しい人もおりますので、また重度の知的障害と重複している人もいます。そのような場合には、内閣府でも「障害者差別解消法の合理的な配慮の基本的な考え」という中で示されているように、「本人の意思表示が困難な場合には、家族や介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む」となっておりますので、この部分も加えていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

重度重複の障害のある方々を含めて、また構音障害の課題のある方もいらっしゃいます。このコミュニケーション支援という事柄については非常に重要なところでありますので、ただいまの御発言も受けとめてまいりたいと思います。

これは、私のほうでちょっと思いつきましたが、現在85ページには、コミュニケーション支援と移動支援とが一緒に書かれておりまして、もちろんこれも一つの方法なんですけど、今回コミュニケーション支援については各委員からかなり詳しい御発言がありました。場合によっては分離して、それぞれ意味のあるところでありますので——というやり方もあると思われまますので、課題の整理をいたしたいと思います。ありがとうございます。

ちょっと私は古いほうのページを読んでおりましたので、コミュニケーション支援については、92ページでございます。大変失礼いたしました。

いかがでしょうか。この第2部は大変重要なところでございます。内容もいろいろ込められております。それでは、どうぞ。

○藤巻委員 区民代表の藤巻です。資料の50ページ、2段目の障害児の相談支援についての項目の中に、ペアレントメンターというのを開始しましたとあります。発達障害児をお持ちの御家族の方は、とても不安を抱えていらっしゃると思うんです。それを経験のある保護者の方、その方たちと相談会で話し合いができるというふうに受けとめたんですが、もし既に開始されていて、どんなふう感じなのか、現状を教えてくださいたいと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

現在のこの計画書（案）におきましても、新たなキーワードなどもありますので、どこかで解説なども必要かと思いますが、ただいまの御発言にありましたように、このペアレントメンターですね。それでは、事務局から差し当たり説明をお願いいたします。

○福祉推進主査 子ども総合センター所長から、御説明いたします。

○子ども総合センター所長 では、事業を担当しております子ども総合センターのほうから御

説明させていただきます。

こちらのペアレントメンターですけれども、従来から保護者団体の方、自主的な活動でやっていらっしやいました。御相談しながら、28年度から区のほうでもやらせていただくということで始めております。研修を受けていただいてメンターを養成して、月2回程度させていただいているものです。

ただ、当初予定していたほど、相談に手を挙げていただく方がそれほど多くなかった状況ですけれども、実際に相談を受けていただいた方からは非常に高い評価をいただいておりますので、より周知活動を広げていきたいということで、出張相談的なことも含めて今年度実施していきたいと思っていますところでございます。

○村川会長 ただいま御説明ありましたが、続けて御質問があれば、どうぞ。

○藤巻委員 大体何人ぐらい御利用いただきましたか。

○子ども総合センター所長 28年度につきましては、12件という状況でございました。

○村川会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○加藤委員 別のところでもいいですか。

○村川会長 この第2部の中であれば、どうぞ。

○加藤委員 精神障害者のことについてです。ごめんなさい、これは古いものの78ページで、病院からの地域生活移行の支援の後の個別施策の方向のところ、アウトリーチの支援事業というものが出ておまして、アウトリーチというのは精神障害者にとっては大変重要で、ぜひこれは強化していただきたいんですが、今のところ主にアウトリーチの対象は重症者が多くて、初期のころのアウトリーチというのを、ぜひ今後組み込んでいただきたいと思うんです。

つまり、親が保健所にやってきて「うちの子は病院に行きません」と言ったときに、保健所からすぐ行ってくださっているんですけども、何回も何回も行かないと非常に難しいということがあるんですが、保健師さんだけでなく、その通っていくところで何かほかのシステムを使えるといいなと思っているところもあって、多少ボランティア的な組織であってもいいかもしれないし、このアウトリーチ支援事業というもの——要するに初期のまだ軽い状態、ただし病院にまだ行っていない人のところに、重点的に拡大していただければありがたいと思います。

それで措置入院の退院の支援というのが、この間連絡協議会のほうでちょっと出ていたん

ですけれども、そのことも今後考えていくとしたら、その辺の人員と予算というものを、ぜひ重点的にとっていただければと思います。

それからもう一つは、55ページに、この前から精神障害者のショートステイ2部屋、短期入所というのができて、大変ありがたいと思っております。ただ、その話をみんなにしたときに、うちの子は行ってくれと言っても行かない。だから、家族自身がちょっと休める、レスパイトできるということがあれば大変ありがたいという話も出ていまして、こちらのレスパイトは、確かに重度心身障害児というのは本当に大変だと思うんですけれども、精神障害者を見ている親というものにも、多少の支援をいただけると非常に関係性がよくなるということがございますので、そのあたりもこのレスパイトの中に入れていただければありがたいと思います。

あと、就労の継続支援を今回しっかり入れていただいたことは、大変ありがたく思っております。よろしく申し上げます。

○村川会長 ありがとうございます。

加藤委員から、幾つかの論点で御発言がございましたので、まず1つは、アウトリーチに関連しまして、初期といいますか、通院拒否状況というのか、そういう困難な状況のときに、どなたかスタッフに訪問して調整していただくことが出ておりましたが、こういった関係はどうしましょう。保健センター、まず御説明を。

○保健予防課長 そちらについてなんですけれども、今、御質問のときにも挙げられていたんですが、アウトリーチ事業というのはあるんですけれども、その前に保健センターのほうでフォローアップして訪問してということもやっております。それだけではちょっと不十分という御指摘もいただいたんですが、アウトリーチ事業というところにつなげるまでのところで、保健予防課と保健センターが随時事例について困難事例などがあった場合には相談をして、早期にアウトリーチにつなげるようにということで、今、進めております。

ただ、保健センターからいつの段階でアウトリーチ事業につなげたらいいのかというところは課題でもありますので、今後はそちらのほうでなるべく早期につなげられるように、個々の事例に合った支援が提供できるようにしていきたいと思っております。

○村川会長 ありがとうございます。

あともう一つ、ショートステイの事柄でありますけれども、きょうの差替え版のほうの55、56ページでしょうか。「家族への支援」ということで、ショートステイ等が55ページで触れられて、さらに56ページで、レスパイトについて触れられているところであります。

1つ、レスパイトという用語については従来から知られてはおりますが、この用語説明なり、そういう手続きも必要であります。精神障害者の方の御家族の方の休養、安静という面も、加藤委員のほうから課題として提起されております。

差し当たりは、重症のお子さんを抱える御家族支援という性格も強いわけではありますが、このショートステイ、レスパイトの利用できる、現在の制度の枠組みと今後の課題でしょうか、そういったあたりで、可能な範囲で事務局のほうから説明をいただけますでしょうか。

○**障害者福祉課長** 平成27年7月に障害者生活支援センターというのができまして、その中に2床、短期入所という形でできております。すみません、今、利用率のデータがちょっと手元にはないんですけれども、かなり充実して利用率が高くなってきているというような状況になっております。そういったところで、部屋数が決まっておりますけれども、今後もそこを充実させる形でやっていくというふうに思っています。

○**村川会長** ありがとうございます。

生活支援センターが設けられたことによって、2人分確保されているということでもあります。ただ、加藤委員のほうから出されたのは、御家族の休養等ということですので、ある意味では新しい課題といえますか——ただ、この御家族という立場は、この分野で幅広くお子さんを抱える方、あるいはかなり年齢の高い障害のある方が御家族にいる場合など、多様な場合があるかと思えます。

ただ、精神障害者の方については、時として御本人と御家族が対立的な状況というのか、非常に困難な状況に置かれることもあるように考えられますので、そこをどう対処していくのか。ですから、御本人がある施設等に移るのではなくて、御家族が避難という大変ですが、ほかに移ることもあると思いますが、これまでなかなかそういう場が設けられてきたわけではないので、ちょっと私も不勉強ですが、どこかほかの地域、自治体とか、あるいは民間の取り組みでもいいんですが、加藤委員のほうで御存じの要素、サービスの展開の仕方について、何か情報がございましたらどうぞ。

○**加藤委員** 話を聞いたところ、家族の場合は、はっきり言えばどこに泊まってもいいわけですので、多少なりとも援助が出ると助かるというところがあるように思います。

実は、最初私に欲しいと言ってきた方は「このショートステイは家族は利用できないの」という話だったんですね。そこを利用して、休まるかどいうかという問題がありますので、ちょっと家族の支援というものが、家族がどういう支援を欲しがっているかというところを、精神障害者の家族というのも非常に煮詰まっていて、自分自身が鬱病を発症しかねないとい

う人が大変多いものですから、そのあたりにも家族支援という光を当てていただければ、いろいろなことがもう少し進むのではないかと考えております。

海外の場合、例えばイギリスなどでは、家族支援が非常にはっきりしております。そういう家族支援というものを、日本でも取り入れていただければと思った次第です。

○村川会長 ありがとうございます。

突然の指名で申し訳ないですが、この関係について御専門の熊谷委員、何かございましたらお願いいたします。

○熊谷委員 主に家族支援に関してでしょうか。

○村川会長 できれば、そこも含めて。

○熊谷委員 加藤委員も詳しいと思いますけれども、我が国においては、家族会の運動などもあり、さまざまな制度が整備されてきたというふうな中で、まだ実現はしていないんですけども、近年、家族支援のための法制度を整備していこうという動きなどもあります。ですから、その意味で、この区の計画の中でレスパイトについて触れていることや、それから後半の家族が孤立しないための施策の記載もありますので、その次のステップとして、今、加藤委員が言われたようなことを区の中で実現して、都の側もそういうものに応援ができるようなことが、次の課題だというふうに思います。

○村川会長 どうもありがとうございました。よろしければ、片岡副会長。

○片岡副会長 精神の方ということではないんですけども、高齢者の介護のほうで、家族のレスパイトのために、介護される方を誰かが見ていればよいという状態であれば、お泊まりのヘルパーさんを派遣して、それで家族の方を——ほかのところで、たまたま家族者の研修という形で温泉に御招待して、話し合いの会を持ったときがあるんですけども、レベルの問題があるかと思いますが、ヘルパーを派遣して、家族がほかで休むことができれば、何らかの形で誰かが見ていればよいというやり方もあるのかなと。ちょっとほかでの話ですが。

○村川会長 ありがとうございます。家族支援をめぐる課題、今は精神障害の方を中心に議論しておりますけれども、重症のお子さんをはじめ、いろいろな分野で家族支援ということが言われております。

ただ、全国的な制度としては、必ずしも全てが確立されているわけではありませんので、現在のショートステイ、その他そういった施策、あるいは今、片岡副会長からありましたホームヘルパーの派遣等、いろいろなサービスを応用していくということもあるかと思っております。

また、加藤委員からもありましたように、イギリスの取り組み、あるいはイタリアの取り

組み、いろいろ海外の仕方もあるのかもしれませんが、直ちに計画書の中にサービスとして描くことが全てでき切るかどうかはなかなか難しい面もありますが、しかし、家族支援というのはとても重要な課題でありますので、何らかの表現がとられるというか、前向きに進んでいけるという考え方があってよいと思います。ありがとうございました。

ほかに何か、いかがでしょうか。

それでは、ちょっと時間の都合もありますので、次の第3部のほうに移って、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進主査 では、また今度、第1部から3部までの合冊版の第3部のほうを御用意くださいませ。合冊版の107ページからが第3部、障害福祉サービス等の提供体制確保の方策、第1期新宿区障害児福祉計画、第5期新宿区障害福祉計画というパートになってまいります。

110ページから第4期障害福祉計画の成果目標でございます。話が前後になりますが、こちらにつきましては、ほかに机上資料で第4期障害福祉計画の成果目標管理シート（案）というものがございます。日付を29年7月14日と打ってございます。こちらを6月30日の専門部会のほうで検討した結果、その後、村川会長とも打ち合わせて、協議会意見などを踏まえて書かせていただいたものであります。ちょっと字が小さいので、やはり合冊版の110ページ以降のほうで、皆様に見ていただきやすいと思います。両方御用意ください。

第4期障害福祉計画では、成果目標が3点ございました。目標1「障害福祉施設の入所者の地域生活への移行」というもので、(1)「平成26年度末の施設入所者のうち、平成29年度までに地域生活へ移行する人数を10人とします」となっていました。ちょっと小さい字ですが、米印「26年度末の入所者数には平成27年5月に閉所したシャロームみなみ風入所者数を含む」、207人となっております。

四角い表がございまして、移行者の目標と実績につきましては、27年度に207名中3名の方が地域移行を果たされました。28年は1名の方が地域に移行しました。ということで、27年、28年を合わせた累計は4人です。目標が6人であったため、29年度に積み残された目標の数値は6人というふうに読んでいただきたい表でございます。

評価としまして、その説明がございしますが、28年度末までに累計で4人が地域移行を果たし、平成29年度は、当初の目標10人中、残り6人の地域移行が課題として残っています。入所者の多くは重度化、高齢化しており、施設を退所し、在宅もしくはグループホームという地域生活に移行するのは、現実的ではない状況です。

また、平成28年度に実施した生活実態調査では、「今後も今の施設で過ごしたい」と回答

される方も多くいたという状況を説明させていただいています。今後の移行を進めるためには、生活の場としてグループホームが不可決だという結論を持ってございます。

(2) 「平成29年度末の施設入所者総数について、平成26年度末の施設入所者から4名減少することを目指します」としてございました。27年度末の入所者の数は206人、28年度末の入所者の数は210人でした。29年度の目標は4人減少ということで、207引く4で203人が目標なんですけど、今それに反して多くなっているという状況になってございます。

評価のところです。入所数は26年度末の207人から、入所者と退所者を差し引きすると3人増加、210人です。毎年退所される方がいる一方で、新たに入所される方も数人から10人程度います。入所される方の多くは、介助者が高齢等により障害者の介護ができない、障害に対応した居場所を確保できない等のやむを得ない理由による施設への入所です。

また、短期入所を長期で利用しながら入所施設の空きを待つ方も複数名います。退所の理由は、先述の地域移行による退所のほか、死亡や入院が主なものだというふうに説明してございます。

今後の見通しの中では、今後もしばらくこの傾向が進むことが見込まれるということ、施設入所を基本的なサービスとして維持すること、また、希望する方が安心して地域で生活できるための受け皿の整備が必要ということで、グループホームの整備は喫緊の課題というふうに考えてございます。

目標の2「地域生活支援拠点の整備」です。「平成29年度までに地域生活支援拠点を整備します」という目標に対して、こちらにつきましては、平成27年度は実行計画事業とする検討を開始し、28年度は構築に向けた検討をする予定でしたが、29年4月からの実施に向け検討を完了し、29年度は既にその構築については推進する状況となっております。

具体的な中身として、イラスト版を今後載せる予定なんですけど、今は文章だけで申しわけございません。新宿区では、障害者生活支援センター、シャロームみなみ風などの相談体制の緊急時の受け入れや、地域居住支援機能を強化していくということ、基幹相談支援センター、こちらは障害者福祉課でございます。区立障害者福祉センターや、区内グループホーム等の社会資源と連携して、障害者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できる支援体制の構築を目指していくというものでした。

評価ですが、29年度からスタートするための準備が28年度中には整えられています。土日の相談にも対応できるように相談員を追加した状況になってございます。今後は基幹相談センターを中心として、区内の事業所が有機的に連携をとって、障害者を地域で支えるための

ネットワークを強化する必要があります。基幹相談センターや、シャロームみなみ風による研修、自立支援協議会の中で新たな課題を見つけ、ソフト面の整備をしていくことを課題と考えています。

目標の3「障害者就労支援施設等から一般就労への移行」ということで、(1)「29年度末までに重層的就労支援体制において一般就労者数を、年間73人以上とします」という目標がございました。こちらについては、27年度が70人、28年度が60人ということで、目標の達成には今のところ至っておりません。その数の内訳として、区内にあります複数の就労支援の事業所のトータルの実績が、28年度は27人でした。

勤労者・仕事支援センターが行っています新宿区の就労支援事業によってお仕事につかれた方、就労を果たされた方は39人でございます。(47)というのは、プラス8名分ですが、「就労継続A型」という障害福祉サービスの提供事業所でもある株式会社作業所などに入った方を含めた数となっているので、厳密に除きますと39人となっています。

施設と勤労者・仕事支援センターを併用した方が6人だったので、差し引きしましてトータルの数が60人となっております。

(2)「平成29年度末の就労移行支援事業所の利用者数を60人以上とします」という目標でしたが、こちらについては、28年度の利用実績70人で既にオーバー、定員見込み以上の数を達成してございます。

(3)「就労移行率が2割(20%)以上の区内の就労移行支援事業所を29年度末までに全体の5割(50%)以上とすることを目指します」ということです。こちら障害者就労移行支援事業所というのは、大概是2年間障害のある方が通って、そこで就労に関するスキルを訓練して就労を目指すという新しいタイプの障害者の自立支援法で新たにつくられた通所施設なんですけど、そちらが27年度は14カ所あり、そのうち利用者の2割以上の方が就労に結びついたというのが8カ所でした。28年度は事業所の数がふえて、17カ所になっております。そのうち2割の方が就労できたという報告をしてくれたところは10カ所でありまして、28年度の達成率は59%、目標の50%以上は27年、28年度とも達成状況にあります。こちらを報告するとともに、目標成果シート側での協議会意見なども、専門部会の御意見を踏まえて記載してございます。読み上げのほうは割愛させていただきます。

合冊版の第3部のほう、続きまして114ページ以降は、第1期障害児福祉計画、第5期障害福祉計画の目標ということで、国の基本指針の順番を入れかえて、新宿区は障害児福祉計画の成果目標のほうを1番に据えてございます。

ここからは、向こう3年間の新たな計画の目標1「障害児支援の提供体制の整備」ということで、こちらは目標が5つまで、障害児が1つ、障害者が4つございます。それぞれに国の基本指針の考え方と、区の考え方と目標というものを示してございます。

新たな目標1「障害児支援の提供体制の整備」で、国の基本指針の考え方、厚生労働省が全国の自治体に向けて示しているものです。

(1)「障害児に対する重層的な地域支援体制の構築」ということで、児童発達支援センターを平成32年度までに各市町村に少なくとも1カ所設置しなさい、全ての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しなさいというものがあります。

(2)は「医療的ニーズへの対応」です。こちらは「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各関係機関等が連携を図るための協議の場の設置が必要です」と書いてございます。こちらにつきまして、区の考え方と目標として「児童発達センターは区立子ども総合センターが既に同じ機能を有しています」ということで、今後とも障害児支援の中核としての役割を果たしていくということです。保育所等訪問支援については、既に子ども総合センターで28年度から実施済みです。今後は利用促進に向け周知に努めるとしてございます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援や、放課後等デイサービス事業所の確保につきましては、今現在、区内に1カ所以上あると言える状況なんですけど、今後とも確保し続ける努力していくという目標にしてございます。

医療的ケア児の関係機関の協議の場としては、既存の協議会等を活用しまして、今後とも連携が図れるような協議の場としていくよう検討していくとしてございます。

2、第5期障害福祉計画の成果目標、115ページからです。「福祉施設の入所者の地域生活への移行」が目標の2番。こちらでは、入所施設からの退所、地域移行の促進というものが目標になってございます。

国としては、施設入所者の9%以上が32年度末までに地域生活に移行する、また、入所者数から2%以上削減するといって、地域への移行や施設の入所の人数を減らすということを大きな目標と設定を位置づけられました。区としては、1番目の地域移行の人数を、国の示す9%ではなくて、生活実態調査で得られた希望の人数などからも考えて、4.7%とはじき出しまして、地域移行の目標とする人数を3年間で10名としていきたいと考えてございます。

入所者数の削減についてということなんですけど、こちらにつきましては、前回の専門部会でも大きな議論となったところでございますが、区の実態として、真に施設入所を希望する方というのが現にいる以上、目標設定にそもそもなじまないという意見もあったところでご

ざいます。また、区の実績、区の実情を踏まえて、この入所者総数につきましては、28年度末の入所者数の総数210名を超えないことを目標として設定させていただこうと考えてございます。

目標3「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。こちらは、都道府県目標のほうでは、いろいろな数値目標があるんですが、区市町村目標のほうでは、国の基本指針で「市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」となっております。

区の考え方と目標です。保健・医療・福祉関係者の協議の場として、新宿区精神保健福祉連絡協議会を位置づけて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行っていきますということで、こちらの協議会1つで全てというわけではないんですけれども、区内の既存の協議会、そのほかあるものなども生かしながら、福祉部、健康部、力を合わせて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

めくって116ページですが、目標4「地域生活支援拠点の整備」、こちらについては、先ほど第4期の目標にもありましたとおり、29年度中に構築した地域生活支援体制の充実を今後図っていくということを区の目標といたします。

第4期からまた少し変わりますが、目標5「障害者就労支援施設から一般就労への移行」です。こちらは、就労定着支援の定着率を数えるというものが新たに加わっていて、細かい目標として4つ設定がございまして。

(1) 障害者の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標です。就労支援事業所の数として、28年度の実績が27人というふうにカウントできておりますので、こちらも区市の基本指針の1.5倍以上というものを踏まえ、掛ける1.5で40人の移行者を目指していきます。

新宿区が行います障害者就労支援事業は、勤労者・仕事支援センターが委託で実施していただいているところですが、こちらは勤労者・仕事支援センターの経営計画などの策定年度に当たりまして、その指標やその目標数に合わせて、今後もう一つお示ししていきたいと考えています。

(2) 就労移行支援の利用者に関する目標。こちらは、28年度の利用者数が70人だったわけですが、ここから国の指針で2割以上増加というものが設定されてございます。区の目標としても84人を2割増で設定したいと考えています。

(3) 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標です。こちら第4期は就労を果たした方が、利用者の2割以上の方が、全体の事業所の中で5割以上あることを目標としてい

たわけですけれども、第5期は3割以上の利用者が一般就労に移行したという事業所が、全体の5割以上となることを区の目標としていきたいと考えております。事業所の方々にはレベルアップをしていただきたいと考えているところです。

(4) 就労定着支援による職場定着率に関する目標です。新たなサービスであります就労定着支援という事業所をスタートするのが平成30年度ですので、統計がとれるのは31年の終わりか32年になってからだと思います。とは言いながらも、今後とれ次第統計をとってまた皆様にお示ししたいところではございますが、各年度における就労定着支援の支援開始から1年後の定着率を8割以上とすることを基本とします。

また一方で、勤労者・仕事支援センターが行っています障害者就労支援事業による職場定着支援の利用者についても、定着支援の開始から1年後の職場定着率が8割以上となることというのも、あわせて見ていきたいと考えております。

119ページ以降が、障害福祉サービスの必要見込み量ですとかサービス提供体制の確保について書いてございます。28年度末現在のサービスの利用実績や利用移行調査などから試算した今後のサービスの利用量を記載してありますが、さらに分析や検討を進めて、より精度を上げた数値、またコメントを追加していきたいと考えてございます。

以上です。

○**村川会長** ありがとうございます。第3部の関係につきまして、障害福祉サービスまた障害児の新しい位置づけもございます。また、これまで過去3年間の経過とございますか、それを踏まえた成果目標の実現状況とございますか、国のほうにペーパーを提出しなければならないものもありますし、またさらに今後の3年間どう立ち向かうのかということで、計画書としても非常に重要なところでございます。

それでは、各委員から御意見、御質問を求めたいと思いますが、就労支援の関係が出ておりましたので、きょうは関係機関で、仕事支援センターの方は来ておられますか。特に後半の今後の就労支援の117ページ以降でしょうか、4つほど指標を出していかなければならないので、このあたりというのは、国が言っていることも、今後法定雇用率の改定などがあって、障害者の方が企業等に雇用される可能性も強いわけであります。しかし、この数値上それぞれ40、84などありますけれども、この実現可能性というか、その周辺をちょっと御説明いただけますでしょうか。

○**勤労者仕事支援センター担当課長** 勤労者・仕事支援センター担当課長の佐藤でございます。今、お話にありました就労の件でございますけれども、財団のほうで経営計画を策定中です

ので、それにあわせた形で数字をつくっていきたいというふうに思っています。ここにあり  
ますとおり、一般就労の目標、あるいは定着支援の目標につきまして、区と合うような感じ  
でつくっていきたいというふうに考えてございます。

○**村川会長** ありがとうございます。きょうの段階では、あまり具体的な数値まではちょっ  
と触れ切れない、まだ財団のほうで内部的な検討をさらに進めていただきながら、国が示し  
ている数値でうまく実現すればそれはそれでいいわけです。しかし、実現困難なものを計画  
書に掲げるといのもいかなものかという面がありますので、そこをにらんでどういう内  
容になっていくかということかと思えます。よろしく願いいたします。

また、新しい要素として、就労定着支援といいますか、就労された後のアフターケア、中  
には残念ながら途中でドロップというか中断してしまう方がいるとか、いろいろな場合があ  
りますので、そのあたりは仕事支援センター、あるいはほかの事業体も含めて頑張っていた  
きたいということかと思えます。

それではどうぞ、各委員からこの第3部の関係につきまして御質問、御意見ございましたら  
らお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これもやはり目標の関係で、入所施設ですね——地域生活移行ということで、現在施設に  
入っておられる方が地域に戻りたいと。アンケート調査では、例えば、東北地方のある施設  
に入っておられる方が新宿に戻りたいというのも一部あったようではあります。ただもう一  
方で、この過去3年の経過の中では、新たにシャロームみなみ風がスタートしたり、入所施  
設が区内でも整備されるという大変よい条件整備が進んだわけでありまして。これは現在施設  
に入っておられる方の状況から見て地域移行が簡単でないという場合もありますし、場合  
によっては、さらに入所したいという御希望があるやにも聞いております。

そこで、もしよろしければ、平山委員、立原委員、平山委員さんには、東京都全体では施  
設入所の方が地域移行するということで、各区や市がいろいろ真剣に取り組んでおられると  
思うんですけども、そのあたりいかな状況でしょうか。

○**平山委員** 確かに東京都の計画の中でも、地域移行ということを目標に掲げているんですけ  
れども、やはりなかなか思うようにはいかないということです。一方で、この計画の中でも  
触れておりますけれども、グループホームをふやしていこうということで、グループホーム  
自体は少しふえておりますが、地域移行というのはなかなか難しい課題だというふうに認識  
しております。

○**村川会長** ありがとうございます。今のお話のとおり、グループホームなど地域生活の基

盤を整えていくということが基本的な取り組みかと思えます。

また、以前のことにさかのぼりますが、今から十一、二年前でしょうか、当時の障害者自立支援法が制定されたときには、費用負担の問題もございましたが、やはり東京都とか神奈川県とか大都市ではまだまだ施設に入りたいという方の御要望も強いわけですので、国が言っているような地域移行ということが、数字的に簡単に進むとは思われにくい面があることも事実でありますので、やはり地元の実情に即して、目標といいますか今後の対応を進めていくということかと思えますが、よろしければ、立原委員、何かございましたらお願いします。

○立原委員 立原でございます。私の子どももシャロームみなみ風に入所させていただきまして、また週末がまいりますので、また日曜日には家に帰ってくるような形でございます。本当に区内に入所施設ができたことで、最近よく考えるのは、施設と地域ということを対義語のように扱うのはどうなのかなというふうに考えております。

本当に家の近くに入所ができたことで、これがどうして地域生活ではないのかというふうに感じるが多々ございます。それと計画ですけれども、この第4期の評価のほうで、やはり地域移行した方もいるけれども、それぞれ毎年10名程度の方がほかの施設に入所されているという現実も本当に厳しいというふうに思っております。

あと、実際シャロームみなみ風に入っている人たちも、地方から新宿区に戻ってこられた方もたくさんおられますし、やはり強度行動障害を持っている大変地域生活が難しい方が何人もいらっしゃるって、本当にこれから受け皿づくりがすごく大変だというふうに思います。

グループホームといっても、本当に手厚いグループホームでなければ生活できないと思いますし、また今、日中活動の場の生活介護のほうも厳しい状況で、もしシャロームから地域移行して、シャロームの生活介護にそのまま通うということもあると思うんですけれども、ほかの生活介護の施設に通いたいとなったときに、新宿生活実習所にしても、あゆみの家にしても定員はいっぱいですし、施設的にも厳しい状況ですので、そうしたことを考えますと、現状210名を超えないというのはすごく現実的な数字ではないかと思っております。

○村川会長 ありがとうございます。もしよろしければ、春田副会長のほうで区内の障害のある方々のいろいろな御要望も聞いておられるかと思えますが、この入所施設の関係、あるいはグループホーム等の関係、御発言をお願いいたします。

○春田委員 私のところでは、グループホームは新宿区障害者福祉協会として幾つかやっているわけで、結局、地域移行を考えたときに、正直言って、グループホームは大変大切なアイ

テムなので何とかふやしたい。

ただ、いつも満杯状態で、これで亡くなる人が出るのを待つみたいな話になっちゃうと意味がないので、もうちょっとフレキシブルな何か動きができないかというのはあるんですね。ただ、そこに今井委員がいますけれども、地域との関係も最初はすごくバトルがあったわけですよ。住民の反対というのがあって、新宿に限らないんですけれども、潰れたところはどこでもあるわけですよ。その理解とか、いろいろ考えないとならないこと、課題が多くて、簡単に住居だけつくればいいのかというところじゃないというのがあって、本当に悩ましい話なんです。

都外施設で、秋田だとか小樽とかに預けているお母さんもいらっしゃいます。知的障害の人で特に多いですね。その人たちは、親の高齢化があって、私の知っている人で80歳を過ぎている人とか多いですね。もう子どもも60代とか70代になっちゃうんです。はっきり言って、そういう人を何とか最後に地域に戻したいと思います。親の看取りがちゃんとできるようなことで終わらせたいと思うんですよ。そういうシステムは、あちこちのいろいろな要素を組み重ねていかないとならないので、相当慎重にやらないとうまくいかないんです。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。いろいろな課題があるという率直な御指摘をいただきました。今後の大きな流れとしては、グループホームの整備などを進めていっていただきたいと、区のほうでの取り組みに期待されるわけでありますが、現在の国の制度自体が障害の重い方々にどこまで対応できるのか、なかなかそこが難しい。

区内の春田委員以下、大変熱心に取り組んでいただいておりますけれども、またそこに限らず、新たに受け入れていただけたところをどうやって作り出すことができるかということも考えていくべき課題かと思います。

それでは、ほかのテーマでも結構でございますので、この第3部の関係について、御質問、御意見ございましたら、どうぞお出しいただきたいと思っております。

それでは、時間の都合もございますが、この後事務局のほうから――各委員のお手元には、このたびの計画づくりに際しての御意見ということで、全体として障害者計画、第1期障害児福祉計画、第5期障害福祉計画、その他事項も含めまして、きょう御発言いただいた方に再度書いていただくということでも結構でございます。また、時間の都合上御発言いただけなかった方にもぜひとも積極的に御記入いただければと思います。

事務局のほうで、あと進行上取り上げるべきことがありましたら、どうぞ説明をお願いし

ます。

○**福祉推進主査** 事務局です。今後の予定の確認をさせていただきます。次第の表紙に書いておきますとおり、第3回専門部会が8月23日（水曜日）、午後1時、第2委員会室です。第3回全体協議会が9月6日（水曜日）、午後1時半、同じ会場、大会議室でございます。皆様御都合を合わせて、御出席いただきますようお願いいたします。

今回御指摘いただきました新たなデータ、書き込みについて、配られました素案について御検討いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○**村川会長** ありがとうございます。ただいまスケジュール的な御紹介もありましたので、きょういろいろとお寄せいただいた意見につきましては、8月23日に予定される専門部会におきましても集中的に議論を進め、よい方向を目指してまいりたいと思っております。そしてこの全体の協議会につきましては、今度は午後となりますので、9月6日（水曜日）、午後1時半より、よろしく御出席のほどお願い申し上げます。

先ほど私のほうからも申し上げましたが、ぜひこのペーパーに御意見、御要望、その他御記入いただいて、ファクスなどで障害者福祉課宛てにお送りいただければ幸いです。

進行の手順が悪くて申しわけありませんでした。もっと途中で中澤委員をはじめ行政の委員の方からも御発言いただくべきでありました。よろしければ中澤委員、あるいは各行政側の委員の方から、きょうの各委員からの御意見、議論を通じて、何かお気づきの点等ございましたら、お話しいただければと思います。

○**中澤委員** ありがとうございます。それでは簡単に。

今回の計画のところでは、当初より重度化の問題ですとか、親なき後の問題ですとか、さまざまな問題意識を持って皆様に議論いただいたところ、とりあえずこのような形でまとめさせていただいております。

きょういろいろ御意見をいただいた中でも、新宿におけます施設のあり方等、もう一度きょうの御意見を踏まえて整理させていただいて、最終的な素案というふうにまとめたいと思っております。また、十分な御意見として発表できなかった方につきましては、この意見書の中で、事務局のほうまでお渡しいただければ見させていただきたいと思っておりますので、どうか御協力よろしくお願いいたします。

○**村川会長** ありがとうございます。

もしよろしければ、急な御指名ですが、高橋部長、いかがでしょうか。

先ほど精神障害者の方々の取り組みなど、御意見も寄せられておりましたが、そのほかの

ことでも結構でございますが、また今回、障害児福祉計画ということで、保健センター等の役割も注目されていくことと思いますが、何かございましたらどうぞ。

○高橋部長 ありがとうございます。健康部としましては、やはり精神、難病のあたりが所管でございます。今、いろいろ御意見をいただいたところですが、最近、法制度の改革なども非常にこの分野では進んでおりまして、それに対応してこの3年、10年というような計画の中でも、そういったことも踏まえて反映させていけるように取り組んでいきたいと思っています。

○村川会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

きょうは子ども家庭部長の橋本委員にも御出席いただいておりますが、このたびは第1期の障害児福祉計画という位置づけもございますので、ぜひこの障害福祉関係と子どもの施策とが連携がうまくとれたり、あるいはまた子ども総合センターの役割はますます重要なものがあるかと思っておりますので、何かお気づきの点ございましたら、どうぞ一言お願いいたします。

○橋本委員 ただいま会長からも御指摘ございましたとおり、今回は第1期新宿区障害児福祉計画も兼ねている計画づくりとなっております。また、現在子ども総合センターでも療育を必要とする児童、お子様が非常にふえていたり、あるいはそこだけではなくて、実際に保育所ですとか、あるいは児童館などにも、そういうような障害をお持ちの方がふえております。またふえているとともに、一方ではニーズも非常に多様化しているという現状もございますので、そのような方に対してのきめ細かいサービス、寄り添ったサービス、そしてそれを切り目なく継続していくことが非常に大切だと思いますので、そのような考えを計画の中に反映してまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○村川会長 どうもありがとうございます。子どもの関係については、ぜひとも今回の計画づくりの中で大きく位置づけていくことが大事かと思っております。

また本日は、教育委員会次長の山田委員にも御出席いただいております。きょう協議会の御意見としては、教育関係はあまり出なかったわけではありますが、専門部会ではかなり教育に対する期待、あるいは改善要望等も寄せられておりますので、改めて検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたりましたが、これにて閉会といたしたいと思いますが、特にこれはという御意見ございましたら。それから、区民代表の方から御意見をいただきましたが、志岐委員からきょうは特に御意見をいただかなかったんですが、何かお気づきの点、よろしいですか。

○志岐委員 特にございません。

○村川会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは長時間にわたりましたが、本日の協議会、これにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後0時03分閉会